

令和2年度 京都府入札制度等検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	令和2年8月28日（金） 午前10時00分～午前11時05分 Web会議により実施	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>いしづ</small> 石津 <small>ともあき</small> 友啓（京都経営者協会専務理事） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部教授） 委員 <small>たかはた</small> 高畠 <small>じゅんこ</small> 淳子（京都産業大学法学部教授） 委員 <small>つねみね</small> 常峰 <small>かずこ</small> 和子（公認会計士） 委員 <small>みたに</small> 三谷 <small>しげる</small> 茂（記者(元京都新聞論説委員)）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ（古澤総務部副部長）] 2 議事 （1）令和元年度入札実施状況等について （2）公契約大綱の見直しについて ◇令和元年度入札実施状況等や公契約大綱の見直しについて報告し、委員から意見を聴取した。 ◇各委員から出された意見を踏まえ、入札制度の情報収集や適切な運用に努めるとともに、今後とも継続して、入札制度の運用状況等について検証を行うこととした。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 令和元年度入札実施状況等について

意見・質問	回 答 等
<p>◇これまでの委員会では予定価格事後公表案件では、くじが発生することは少ないとの説明だった。今回の報告では、予定価格事後公表案件でもくじ発生率が上昇してきているが、これは応札者の積算能力が向上したためか。</p>	<p>◇応札者の積算能力の向上とともに、昨年度から細かい工種を一括して計算し一式計上する概略発注方式を導入したことにより、これまでよりも最低制限価格の推測が容易になったことも理由の一つとして考えられます。</p>
<p>◇かつてあった批判では、予定価格を事前に公表すると、積算能力が不十分な会社でも最低制限価格が推測できてしまうということだった。予定価格事後公表案件でも4割近くがくじになっているということから、これまでとは違った角度からの議論が必要になってくると思う。</p>	
<p>◇総合評価競争入札においても、くじ発生率が上昇してきているとのことだが、これは総合評価競争入札方式でも価格は同じになり、それ以外の技術的な面でも業者間の差がわかりにくくなっているということか。また、くじ発生率の上昇を受けて、評価方法を見直すことは検討しているか。</p>	<p>◇府の発注においては、現在2割ほどを総合評価競争入札としており、その大半が予定価格事後公表となっています。本格的に導入して10年程度ですが、表彰や成績の良い業者への加点によって、落札する業者が一部の企業に固定化するなどの課題も見受けられるようになっていきます。くじ発生率の増加は、表彰等の成績が高い業者同士の競合により加点部分が同点となるためと考えております。こういった課題を踏まえ、現在評価方法の見直しを検討しているところです。</p>
<p>◇予定価格事前公表、事後公表の区別は何をもって決定しているのか。</p>	<p>◇予定価格の公表の経緯については、かつて全国で官製談合等が相次いだことを受け、コンプライアンスの観点から予定価格は原則事前公表となりました。その後、全て事前公表とすると応札業者の施工能力等の見極めが不十分ということで、一部の案件については予定価格を事後公表としてきています。現在は、府の定める等級で4,500万円以上のランクに当たる業者向けの発注は全て予定価格を事後公</p>

<p>◇最低制限価格率が平成 30 年度と令和元年度で同じ数値となっているが、これは何か基準などが公表されているものなのか。</p> <p>◇10 年以上前は、最低制限価格も全て事前に公表しているという案件があったように記憶しているが、現在は最低制限価格を事前公表している事例は全国的に見てもないということの良いか。</p>	<p>表としており、次位のランク向けの案件の一部でも試行しているところです。</p> <p>◇低入札価格調査の調査基準価格についてのモデル式を国が公表しており、府においては最低制限価格にもそのモデル式を適用して積算しています。</p> <p>◇最低制限価格については基本的に非公表（落札決定後の公表）としていますが、一部の地方公共団体では事前公表しているとも聞いています。なお、予定価格の事前公表、事後公表については、国は基本的に全て事後公表としており、都道府県についても半数以上が事後公表と聞いております。</p>
--	--

(2) 公契約大綱の見直しについて

意見・質問	回答等
<p>◇品確法の改正が今回の大綱の改正の発端となっているが、品確法の当初の目的は公共工事の品質の確保及びダンピング対策だった。近年は働き方改革という労働環境の問題が新しく加わっている。</p> <p>労働環境の改善が間接的に、また中長期的に公共工事の品質を確保することにつながるという考え方もあるが、工事それ自体の品質を確保するという従来の目的から考えると、今回の改正は少し性質の異なるものだった。</p> <p>◇今回の改正内容について、どのように実行していくか、またその成果である工事の品質について、検証の結果などはどうなっているか。工事の結果について評点などをつけているか。</p> <p>また、工事の構造物については工事後数年経ってから不備が分かる場合もあると思う。そういった事後的な品質の検証はしているか。</p>	<p>◇公契約大綱は公正な競争の確保など大きな観点から定められたものであり、直接どのように品質に結び付くかということを定量的に示すのは難しいと考えています。工事については完了時に必ず成績評定をつけており、全体的に少しずつ上がってきています。特に総合評価競争入札の案件については、その傾向が強く見られます。</p> <p>また、長期に渡っての評価については判断が難しいですが、管理している全ての施設</p>

◇今回の公契約大綱の改正により、入口の制度はしっかりと定まったと思う。併せて出口の部分での検証についてもしっかりと行っていける制度になればと思う。

◇資料の中で、災害等発生後に見積を徴取して予定価格を設定するとあるが、端的に言えばこれは予定価格を上げるという理解で良いのか。

◇災害からの復旧において、被災前の状態へのいわゆる原状回復だけでなく、より強固な状態にするような発注はできないのか。

◇働き方改革については、随時施行されているところで、これを公契約大綱に盛り込むことは重要。併せて今後は具体的な取組を進めていくことになると思うが、今後のおおよその予定などがわかれば教示されたい。

◇別の業界ではあるが、与えられている予算からして働き方改革を遵守する

について定期的に点検などを行って構造物の保全に努めています。

◇広域災害時には資材の確保が一時的に非常に困難となることで高騰することがあり、そういった場合に市場の価格を予定価格に反映するため見積徴取を活用するという事です。

◇災害復旧においては、土砂を止めるなど数日から10日程度で対応しないといけないような内容の応急工事、崩れた斜面を元に戻すなどの復旧工事があり、前者は随意契約で、後者は一般競争入札での発注を基本としてきたところです。御指摘のような原状以上に改良する工事については、その場所や将来的な計画なども考慮し、進めていくこととなります。

◇新担い手3法により、働き方改革、生産性の向上といった内容が建設業における新しいルールとなりました。

公契約大綱の趣旨は、公契約における受発注者関係の適正化であるため、受注者側が働き方改革や生産性の向上を進めやすくなるよう環境整備を行ったり、インセンティブを与えたりといったことが一定の限界線と考えています。

具体的な取組としては、週休2日の現場閉所を行う工事の導入や、生産性向上のためのICT活用工事の導入推進、中長期的な公共工事の品質確保のための若手技術者の確保の推進といったことを、総合評価競争入札などで評価していきたいと考えています。

<p>のが難しいといった話を聞くこともあり、このような大綱という形で働き方改革を進めていく方向性を示すのは非常に重要。</p>	
---	--